No	質問内容	回答
1	郵送または電子で申請済みだが、届いているかどうかの確認を行いた い。	申請に不備がなく、審査が完了すれば、12月上旬に届くように審査結果 を紙でお届けするため、そちらでご確認ください。 申請に不備のある場合は、不備解消のためのご案内をします。
2	電子申請を行ったが、自分で申請が完了したか確認する方法はあるか。	正常に電子申請が完了した場合には、申請時に入力したメールアドレスに受付完了メールが届きます。そちらでご確認ください。
3	申請はいつ時点の状況で記入すればよいか。	令和6年10月1日時点の状況を申請ください。
4	案内が届いたが、主たる生計維持者が公務員で職場から支給のため連 絡したい。	コールセンターまたは電子申請で受付します。 電子申請URL:https://logoform.jp/form/6KSu/727863 コールセンターへ連絡する場合、案内が送られた当初は電話が込み合い ますので、しばらくたってからご連絡ください。
5	「主たる生計維持者」が公務員だが、職場から支給があるかわからない。	所属先や勤務形態等によって変わるため、勤務先へご確認ください。
6	申請の案内が届いたが、9月中に家族全員で転出する場合、どうすれば よいか。	届いた申請書は破棄の上、転出先での申請となります。申請方法等は、 転出先自治体へご確認ください。
7	申請案内が届いたが、「主たる生計維持者」が区外に住んでいる。どうす ればよいか。	届いた申請案内は破棄し、「主たる生計維持者」が居住している自治体 へ申請方法をお問合せください。
8	主たる生計維持者は父だが、母で認定請求書を提出してしまった。どう すればよいか。	主たる生計維持者を請求者とし、再度認定請求書を提出してください。
9	所得は母の方が高いが、父の口座に振り込んで欲しい。	児童手当は、主たる生計維持者(原則、父母のうち所得が高い方)が受給 者となります。原則、主たる生計維持者以外の口座に振り込むことはで きません。
10	子どもの数が多く、枠内に収まらない。	HPより、もう一枚印刷して入りきらないお子さまのみ記入してください。
11	案内に記載のある令和6年10月15日までに申請が間に合わなかった 場合は、どういう影響がありますか。	支給月が遅れます。間に合わなかった分については、11月以降の支給にまとめて支給する形となります。この場合、偶数月かどうかを問わず、直近の各月の10日前後に振り込むこととなります。
12	高校生年代の児童がすでに就職し、一人暮らしているが、支給対象になるか。	監護しておらず、完全に独立して生計を営んでいるような場合には支給 対象とならないが、そうでない場合には対象となります(同居、別居問わ ず)。
13	高校生の児童がすでに婚姻(出産も同様)しているが、支給対象になる か。	婚姻・出産の有無は影響しません。 ただし、申請者が高校生年代の児童を監護しておらず、完全に独立して 生計を営んでいる場合には支給対象となりません。
14	高校を留年しており、19歳の児童を養育している。当該子に対しての支 給はあるか。	18歳年度末を経過しているため、大学生相当年齢に該当し、支給対象 ではありません。ただし、お子さんを3名以上養育している場合には、 「確認書」を提出することで第3子加算の対象とはなる場合があります。
15	制度改正の内容が反映される最初の振込日はいつですか。	令和6年10月15日より前に申請した場合で、不備がなかった場合には 12月11日が最初の振込となります。
16	大学生年代の子がすでに就職しており、婚姻し、自らの子の児童手当を 受給している場合についても、仕送り等を行っている場合には第3子加 算対象の子として申請することが可能か。	親が経済的に援助している等の「経済的負担」が一切ないのであれば、 申請できないこととなります。逆に、少しでも仕送り等を行っている場 合には申請ができることとなります。申請する場合、「確認書」の提出が 必須となります。